

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第125期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社トマト銀行

【英訳名】 TOMATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 中 川 隆 進

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市番町2丁目3番4号

【電話番号】 岡山(086)221-1010(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 横 林 光 司

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号  
株式会社トマト銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5256-1030(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員東京支店長兼東京事務所長 早 瀬 俊 輔

【縦覧に供する場所】 株式会社トマト銀行神戸支店  
(神戸市中央区元町通5丁目1番8号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社トマト銀行東京支店  
(東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号)

株式会社トマト銀行大阪支店  
(大阪府西区北堀江1丁目1番18号)

(注) 東京支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	10,112	11,331	11,433	20,506	22,712
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	1,210	△3,985	643	1,874	△2,145
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	418	△2,529	472	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	693	△1,464
連結純資産額	百万円	36,307	31,926	32,070	35,011	32,740
連結総資産額	百万円	835,483	842,945	856,053	834,044	839,977
1株当たり純資産額	円	314.95	276.63	277.86	303.69	283.71
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間 純損失)	円	3.60	△21.94	4.10	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純 損失)	円	—	—	—	5.94	△12.71
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	3.78	3.73	—	3.89
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.01	8.62	9.53	8.70	10.05
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,410	△7,688	△869	6,168	△8,351
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7,672	2,260	772	△9,859	△80
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△555	3,455	△1,646	△808	7,910
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	16,976	13,322	13,029	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	15,295	14,773
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	860 [193]	863 [212]	872 [227]	826 [196]	838 [214]

- (注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載  
しております。  
3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は潜在株式がないため記載しておりません。  
4 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に  
関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会  
計基準適用指針第8号)を適用しております。  
5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正  
されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。  
6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出  
しております。  
7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算  
式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14  
条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第123期中	第124期中	第125期中	第123期	第124期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	9,934	11,164	11,274	20,166	22,382
経常利益 (△は経常損失)	百万円	1,165	△3,961	620	1,799	△2,149
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	402	△2,539	466	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	658	△1,493
資本金	百万円	14,310	14,310	14,310	14,310	14,310
発行済株式総数	千株	116,790	116,790	116,790	116,790	116,790
純資産額	百万円	36,432	31,973	32,075	35,112	32,764
総資産額	百万円	835,009	842,425	855,667	833,502	839,580
預金残高	百万円	752,970	761,724	786,564	757,429	766,888
貸出金残高	百万円	571,624	588,725	612,703	580,565	607,957
有価証券残高	百万円	181,958	177,874	177,354	181,200	180,025
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	—	3.79	3.74	—	3.90
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.05	8.64	9.55	8.72	10.06
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	824 [177]	830 [195]	840 [210]	794 [181]	807 [196]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	クレジットカード業	合計
従業員数(人)	866 [227]	6 [0]	872 [227]

- (注) 1 従業員数は、就業人員を記載しており、嘱託及び臨時従業員232人を含んでおりません。  
なお、取締役を兼務しない執行役員9名は、従業員数に含めております。
- 2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	840 [210]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員を記載しており、嘱託及び臨時従業員213人を含んでおりません。  
なお、取締役を兼務しない執行役員9名は、従業員数に含めております。
- 2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 当社の従業員組合は、トマト銀行従業員組合と称し、組合員数は738人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ・業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題をきっかけとする金融・資本市場の動揺や、原油、原材料価格の上昇といった要因があったものの、世界経済の拡大を背景とした輸出の増加、及び企業部門の体力の回復や金融システムの安定性の回復等により、景気は緩やかながらも息の長い拡大を続けております。当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、県南を中心に生産活動が高水準で推移したほか、有効求人倍率が高い水準を続けており、個人消費も底堅く推移するなど、県内景気についても回復を続けております。

金融面におきましては、利用者保護や健全な市場機能の維持などを目的として金融商品取引法が施行され、従来にも増して、より一層ガバナンスの強化に対するマーケットの要請が高まっております。

当社は本年4月にスタートいたしました中期経営計画「トマトMOTTOプラン」の重点目標である「お客さま満足度の向上」及び「企業価値の向上」を図ることにより、「お客さまにとってのMY BANK」「株主の皆さまにとってのMY BANK」「社員とその家族にとってのMY BANK」をバンキングビジョンとする地域の皆さまにとって身近で存在価値のある「じぎん（地元の銀行）」を目指し、グループ間での連携をより深めながら、皆さまの期待と信頼にお応えできるよう努めてまいります。

このような情勢の中、当社グループは全社を挙げて機動的かつ効率的な営業活動を展開した結果、次のような営業の成果を収めることができました。

主要な勘定におきましては、平成19年9月末の預金残高は、定期性預金の増加を主因として当上半期中に196億円増加して7,864億円となりました。また、投資信託、個人年金保険等の販売に積極的に取り組みました結果、預り資産残高（預金を除く）は109億円増加して977億円となりました。一方、貸出金残高は、住宅ローン等に積極的に取り組みました結果、当上半期中に47億円増加して6,124億円となりました。

損益面におきましては、資金運用収益、役務収益ともに好調に推移し、連結経常収益は前年同期比102百万円増加の11,433百万円となりました。また、金利上昇に伴う資金調達費用は増加いたしました。不良債権処理費用が減少したことから、連結経常利益643百万円、連結中間純利益472百万円を計上することとなりました。

また、当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国内基準）は平成19年3月末に比べ0.52%低下し、9.53%となりました。

なお、単体自己資本比率（国内基準）は平成19年3月末に比べ0.51%低下し、9.55%となりました。

各業務収支におきましては、資金運用収支では国内業務部門が7,335百万円、国際業務部門が4百万円、相殺消去後の合計で7,339百万円となりました。役務取引等収支は865百万円、その他業務収支は195百万円となりました。その結果、合計（業務粗利益）で8,400百万円となりました。

また、事業部門別におきましては、経常収益では銀行業で11,285百万円、クレジットカード業で146百万円、経常利益では銀行業で636百万円、クレジットカード業で6百万円となりました。

#### ・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、前中間連結会計期間末比292百万円（2.19%）減少し、13,029百万円となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、869百万円の支出（前中間連結会計期間7,688百万円の支出）となりました。これは、預金の増加による資金の収入19,671百万円（前中間連結会計期間4,301百万円の収入）が主な要因であります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、772百万円の収入（前中間連結会計期間2,260百万円の収入）となりました。これは、有価証券の売却による資金の収入46,168百万円が前中間連結会計期間比4,451百万円減少したこと（前中間連結会計期間50,620百万円の収入）及び有価証券の償還による収入9,859百万円が前中間連結会計期間比3,601百万円減少したこと（前中間連結会計期間13,461百万円の収入）が主な要因であります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,646百万円の支出（前中間連結会計期間3,455百万円の収入）となりました。これは、劣後特約付借入による収入（前中間連結会計期間4,000百万円の収入）が今中間連結会計期間においては発生しておらず、また劣後特約付社債の償還による支出が1,100百万円あったことが主な要因であります。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前中間連結会計期間比353百万円減少して7,339百万円となりました。

内訳は、資金運用収益が403百万円増加の8,986百万円、資金調達費用が757百万円増加の1,646百万円であります。

役員取引等収支は、前中間連結会計期間比99百万円増加して865百万円となりました。

内訳は、役員取引等収益が61百万円増加の1,550百万円、役員取引等費用が37百万円減少の684百万円であります。

その他業務収支は、国債等債券売却益等の増加により前中間連結会計期間比54百万円増加して195百万円となりました。

内訳は、その他業務収益が98百万円増加の298百万円、その他業務費用が43百万円増加の103百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	7,672	20	△0	7,693
	当中間連結会計期間	7,335	4	△0	7,339
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	8,065	544	△26	8,583
	当中間連結会計期間	8,556	450	△20	8,986
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	392	523	△26	889
	当中間連結会計期間	1,221	446	△20	1,646
役員取引等収支	前中間連結会計期間	752	14	—	766
	当中間連結会計期間	844	21	—	865
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	1,469	19	—	1,488
	当中間連結会計期間	1,524	25	—	1,550
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	716	5	—	721
	当中間連結会計期間	680	4	—	684
特定取引収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	211	15	△86	140
	当中間連結会計期間	269	10	△84	195
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	267	19	△86	200
	当中間連結会計期間	368	14	△84	298
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	56	3	△0	59
	当中間連結会計期間	99	4	—	103

(注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は、当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

## (2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定合計は、前中間連結会計期間比で平均残高は6,215百万円増加して811,480百万円、利息は403百万円増加して8,986百万円、利回りは0.08%上昇して2.20%となりました。

資金調達勘定合計は、前中間連結会計期間比で平均残高は6,290百万円増加して797,158百万円、利息は757百万円増加して1,646百万円、利回りは0.19%上昇して0.41%となりました。

## ① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	787,991	8,065	2.04
	当中間連結会計期間	798,086	8,556	2.13
うち貸出金	前中間連結会計期間	582,755	7,212	2.46
	当中間連結会計期間	603,186	7,578	2.50
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	563	1	0.65
	当中間連結会計期間	487	2	0.87
うち有価証券	前中間連結会計期間	163,894	762	0.92
	当中間連結会計期間	171,085	857	0.99
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	25,984	14	0.11
	当中間連結会計期間	12,627	31	0.49
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	5,446	0	0.03
	当中間連結会計期間	3,297	3	0.22
資金調達勘定	前中間連結会計期間	775,765	392	0.10
	当中間連結会計期間	784,195	1,221	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	753,499	317	0.08
	当中間連結会計期間	764,921	1,005	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	15,320	10	0.14
	当中間連結会計期間	3,660	7	0.43
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	533	1	0.44
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	5,377	50	1.86
	当中間連結会計期間	8,665	97	2.25

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出してありますが、金融業以外の連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,665百万円、当中間連結会計期間 1,137百万円)を控除して表示してあります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	27,539	544	3.94
	当中間連結会計期間	21,828	450	4.11
うち貸出金	前中間連結会計期間	634	19	6.04
	当中間連結会計期間	647	19	5.88
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	22,000	454	4.11
	当中間連結会計期間	19,223	390	4.05
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,239	32	5.17
	当中間連結会計期間	266	7	5.42
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	88	2	5.76
	当中間連結会計期間	149	4	5.64
資金調達勘定	前中間連結会計期間	25,367	523	4.11
	当中間連結会計期間	21,398	446	4.15
うち預金	前中間連結会計期間	682	9	2.86
	当中間連結会計期間	614	8	2.75
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	15,358	385	5.00
	当中間連結会計期間	13,377	357	5.32
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 国際業務部門は、当社の外貨建取引であります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間1百万円)を控除して表示しております。

3 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。



③ 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	815,530	△10,265	805,265	8,609	△26	8,583	2.12
	当中間連結会計期間	819,915	△8,434	811,480	9,006	△20	8,986	2.20
うち貸出金	前中間連結会計期間	583,389	△851	582,538	7,231	△7	7,224	2.47
	当中間連結会計期間	603,833	△940	602,893	7,597	△7	7,589	2.51
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	563	—	563	1	—	1	0.65
	当中間連結会計期間	487	—	487	2	—	2	0.87
うち有価証券	前中間連結会計期間	185,895	—	185,895	1,217	△0	1,216	1.30
	当中間連結会計期間	190,308	—	190,308	1,248	△0	1,248	1.30
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	27,224	—	27,224	47	—	47	0.34
	当中間連結会計期間	12,893	—	12,893	38	—	38	0.59
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	5,535	△88	5,447	3	△0	3	0.12
	当中間連結会計期間	3,446	△91	3,355	8	△0	7	0.47
資金調達勘定	前中間連結会計期間	801,133	△10,265	790,867	916	△26	889	0.22
	当中間連結会計期間	805,593	△8,434	797,158	1,667	△20	1,646	0.41
うち預金	前中間連結会計期間	754,182	△88	754,094	327	△0	327	0.08
	当中間連結会計期間	765,535	△91	765,444	1,014	△0	1,014	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	15,320	—	15,320	10	—	10	0.14
	当中間連結会計期間	3,660	—	3,660	7	—	7	0.43
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	15,358	—	15,358	385	—	385	5.00
	当中間連結会計期間	13,911	—	13,911	358	—	358	5.13
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	5,377	△851	4,525	50	△7	43	1.91
	当中間連結会計期間	8,665	△940	7,725	97	△7	90	2.33

(注) 相殺消去額は、連結会社間取引の平均残高、利息と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高、利息であります。

[次へ](#)

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比61百万円増加して1,550百万円となりました。

主な内訳は預金・貸出業務391百万円、為替業務490百万円であります。

役務取引等費用は、前中間連結会計期間比37百万円減少して684百万円(うち為替業務87百万円)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,469	19	—	1,488
	当中間連結会計期間	1,524	25	—	1,550
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	410	—	—	410
	当中間連結会計期間	391	—	—	391
うち為替業務	前中間連結会計期間	485	17	—	502
	当中間連結会計期間	466	24	—	490
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	240	—	—	240
	当中間連結会計期間	323	—	—	323
うち代理業務	前中間連結会計期間	217	—	—	217
	当中間連結会計期間	222	—	—	222
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	16	—	—	16
	当中間連結会計期間	15	—	—	15
うち保証業務	前中間連結会計期間	25	1	—	27
	当中間連結会計期間	26	1	—	28
役務取引等費用	前中間連結会計期間	716	5	—	721
	当中間連結会計期間	680	4	—	684
うち為替業務	前中間連結会計期間	82	5	—	87
	当中間連結会計期間	82	4	—	87

(注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は、当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	760,936	787	△71	761,653
	当中間連結会計期間	785,844	720	△82	786,482
うち流動性預金	前中間連結会計期間	304,535	—	△71	304,463
	当中間連結会計期間	311,666	—	△82	311,584
うち定期性預金	前中間連結会計期間	453,479	—	—	453,479
	当中間連結会計期間	467,894	—	—	467,894
うちその他	前中間連結会計期間	2,921	787	—	3,709
	当中間連結会計期間	6,283	720	—	7,003
譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,183	—	—	8,183
	当中間連結会計期間	2,800	—	—	2,800
総合計	前中間連結会計期間	769,120	787	△71	769,836
	当中間連結会計期間	788,644	720	△82	789,282

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は、当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

[次へ](#)

## (5) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	588,678	100.00	612,482	100.00
製造業	67,087	11.40	69,368	11.32
農業	2,531	0.43	2,486	0.41
林業	21	0.00	40	0.01
漁業	12	0.00	7	0.00
鉱業	1,410	0.24	1,453	0.24
建設業	47,356	8.04	49,161	8.03
電気・ガス・熱供給・水道業	2,855	0.49	3,506	0.57
情報通信業	5,125	0.87	7,262	1.19
運輸業	12,526	2.13	15,022	2.45
卸売・小売業	70,948	12.05	74,576	12.18
金融・保険業	25,810	4.38	28,402	4.64
不動産業	54,706	9.29	53,301	8.70
各種サービス業	74,619	12.68	71,325	11.64
地方公共団体	22,487	3.82	29,757	4.86
その他	201,179	34.18	206,808	33.76
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	588,678	—	612,482	—

(注) 「国内」とは、当社及び連結子会社であります。

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	91,819	—	—	91,819
	当中間連結会計期間	89,143	—	—	89,143
地方債	前中間連結会計期間	10,869	—	—	10,869
	当中間連結会計期間	12,993	—	—	12,993
社債	前中間連結会計期間	45,843	—	—	45,843
	当中間連結会計期間	48,973	—	—	48,973
株式	前中間連結会計期間	6,397	—	△11	6,385
	当中間連結会計期間	6,136	—	△11	6,125
その他の証券	前中間連結会計期間	1,615	21,342	—	22,958
	当中間連結会計期間	2,087	18,036	—	20,124
合計	前中間連結会計期間	156,545	21,342	△11	177,876
	当中間連結会計期間	159,335	18,036	△11	177,360

(注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は、当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

3 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	8,460	8,274	△186
経費(除く臨時処理分)	5,640	5,543	△97
人件費	3,047	2,938	△109
物件費	2,250	2,287	37
税金	342	317	△25
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,820	2,731	△88
一般貸倒引当金繰入額	1,851	345	△1,506
業務純益	968	2,385	1,417
うち債券関係損益	124	145	21
臨時損益	△4,929	△1,765	3,164
株式関係損益	478	447	△30
不良債権処理損失	5,091	1,993	△3,097
貸出金償却	954	1,139	185
個別貸倒引当金繰入額	4,133	610	△3,522
延滞債権等売却損	4	136	132
その他	—	107	107
役員退職慰労引当金繰入額	—	19	19
その他臨時損益	△317	△199	117
経常利益(△は経常損失)	△3,961	620	4,581
特別損益	121	112	△8
うち固定資産処分損益	△30	△25	4
うち睡眠預金払戻損失引当金繰入額	—	65	65
税引前中間純利益(△は税引前中間純損失)	△3,840	732	4,572
法人税、住民税及び事業税	904	101	△802
法人税等調整額	△2,204	164	2,369
中間純利益(△は中間純損失)	△2,539	466	3,006

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.02	2.12	0.10
(イ)貸出金利回	2.44	2.48	0.04
(ロ)有価証券利回	0.92	0.99	0.07
(2) 資金調達原価 ②	1.52	1.69	0.17
(イ)預金等利回	0.08	0.26	0.18
(ロ)外部負債利回	1.91	2.21	0.30
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.50	0.43	△0.07

(注) 1 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	16.76	16.80	0.04
業務純益ベース	5.75	14.67	8.92
中間純利益ベース	△15.10	2.87	17.97

[前へ](#)

[次へ](#)

#### 4 預金・貸出金の状況(単体)

##### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
預金(末残)	761,724	786,564	24,839
預金(平残)	754,182	765,535	11,353
貸出金(末残)	588,725	612,703	23,978
貸出金(平残)	582,407	602,901	20,493

(注) 譲渡性預金を除いております。

##### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
個人	591,102	601,892	10,790
法人	150,938	158,243	7,305
合計	742,040	760,136	18,096

(注) 譲渡性預金を除いております。

##### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	190,340	197,258	6,918
うち住宅ローン残高	165,167	174,514	9,346
うちその他ローン残高	25,172	22,743	△2,428

##### (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	524,736	532,200	7,463
総貸出金残高	② 百万円	588,725	612,703	23,978
中小企業等貸出金比率	①／② %	89.13	86.86	△2.27
中小企業等貸出先件数	③ 件	47,701	45,828	△1,873
総貸出先件数	④ 件	47,825	45,972	△1,853
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.74	99.68	△0.06

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。



## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

### ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	130	863	116	756
保証	461	10,012	637	4,236
計	591	10,876	753	4,993

(注) 前事業年度末より、私募債に係る支払承諾及び支払承諾見返について、相殺表示をいたしておりますので、当中間会計期間については、従来の方法に比べ、保証の口数が59件、金額が6,100百万円減少しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日 金額(百万円)	平成19年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,310	14,310
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	12,491	12,491
	利益剰余金	5,400	6,360
	自己株式(△)	435	450
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	288	288
	その他有価証券の評価差損(△)	403	1,225
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	45	64
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	31,120	31,262	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	548	548
	一般貸倒引当金	4,491	4,127
	負債性資本調達手段等	7,280	10,872
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	7,280	10,872
	計	12,320	15,547
うち自己資本への算入額 (B)	10,847	14,400	
控除項目	控除項目(注4) (C)	304	207
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	41,663	45,456	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	475,825	437,880
	オフ・バランス取引等項目	7,251	4,853
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	442,734
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	34,098
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,727
計(E)+(F) (注5) (H)	483,076	476,832	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)	8.62	9.53	
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)	—	6.55	

(注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付

劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,310	14,310
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	12,640	12,640
	その他資本剰余金	0	—
	利益準備金	1,773	1,773
	その他利益剰余金	3,555	4,492
	その他	—	—
	自己株式(△)	419	434
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	288	288
	その他有価証券の評価差損(△)	403	1,225
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	31,167	31,267	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	548	548
	一般貸倒引当金	4,441	4,074
	負債性資本調達手段等	7,280	10,872
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	7,280	10,872
計	12,269	15,495	
うち自己資本への算入額 (B)	10,844	14,394	
控除項目	控除項目(注4) (C)	301	200
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	41,710	45,462	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	475,259	437,450
	オフ・バランス取引等項目	7,251	4,853
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	442,303
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	33,544
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,683
計 (E)+(F) (注5) (H)	482,511	475,848	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)	8.64	9.55	
(参考) Tier 1比率 = A/H×100(%)	—	6.57	

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66	73
危険債権	251	157
要管理債権	114	71
正常債権	5,578	5,949

[前へ](#)

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

国内景気が緩やかながらも息の長い拡大を続けるなか、金融機関を取り巻く環境は、利用者保護などを目的とする金融商品取引法の施行や、日本郵政公社の民営化による巨大金融グループの発足など大きく変化しております。

こうした中、当社は、中期経営計画「トマト MOTTO プラン」において、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけるとともに「お客さま利便の向上」、「お客さま保護ルールの徹底」、「営業改革の推進」等を重点施策に掲げ日々着実な努力を重ね、また、CSRにおいては、銀行業務を通じて地域の発展に寄与していくことを基本的な考えとし地域社会の問題解決の一助となる企業活動を続けていくことで、皆さまの期待と信頼にお応えできるように努めてまいります。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものは次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	変更の内容
当社	水島支店	岡山県倉敷市	店舗	改正建築基準法に基づく建築確認の遅れによる着工時期の変更（変更後着工年月未定）

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

#### 銀行業務

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
当社	西大寺支店	岡山県岡山市	増改築	店舗	12	2	自己資金	平成19年7月	平成19年11月
当社	本店他	岡山県岡山市	新設	事務機械	280	—	自己資金	—	—

(注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 事務機械の主なものは平成20年3月までに設置予定であります。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,800,000
計	177,800,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	116,790,300	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式
計	116,790,300	同左	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	116,790	—	14,310,000	—	12,640,591



## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,438	6.36
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,582	3.92
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	3,600	3.08
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	3,404	2.91
株式会社中国銀行	岡山市丸の内1丁目15-20	3,390	2.90
トマト銀行職員持株会	岡山市番町2丁目3番4号	3,064	2.62
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6-1	2,660	2.27
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5-33	2,000	1.71
岡山県	岡山市内山下2丁目4-6	1,980	1.69
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	1,600	1.36
計	—	33,720	28.87

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	7,438千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,582千株

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,563,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 113,755,000	113,755	同上
単元未満株式	普通株式 1,472,300	—	同上
発行済株式総数	116,790,300	—	—
総株主の議決権	—	113,755	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が26,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が26個含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トマト銀行	岡山市番町2丁目3番4号	1,563,000	—	1,563,000	1.33
計	—	1,563,000	—	1,563,000	1.33

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	263	269	260	252	254	249
最低(円)	250	245	245	243	231	232

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

### (1) 新任役員

該当ありません。

### (2) 退任役員

該当ありません。

### (3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	19,702	2.34	18,900	2.21	17,716	2.11
コールローン及び買入手形		36,000	4.27	28,000	3.27	15,000	1.79
買入金銭債権		7	0.00	—	—	—	—
商品有価証券		577	0.07	515	0.06	458	0.06
有価証券	※1, 8, 15	177,876	21.10	177,360	20.72	180,029	21.43
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	588,678	69.83	612,482	71.55	607,758	72.35
外国為替	※7	927	0.11	1,520	0.18	2,726	0.33
その他資産	※8	5,367	0.64	5,737	0.67	5,737	0.68
有形固定資産	※10, 11, 12	10,564	1.25	10,399	1.22	10,464	1.25
無形固定資産		610	0.07	636	0.07	621	0.07
繰延税金資産		7,381	0.88	6,117	0.71	5,700	0.68
支払承諾見返	※15	10,876	1.29	4,993	0.58	5,237	0.62
貸倒引当金		△15,624	△1.85	△10,609	△1.24	△11,471	△1.37
資産の部合計		842,945	100.00	856,053	100.00	839,977	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	761,653	90.36	786,482	91.87	766,810	91.29
譲渡性預金		8,183	0.97	2,800	0.33	2,679	0.32
コールマネー及び売渡手形	※8	15,593	1.85	11,817	1.38	13,890	1.65
借入金	※13	8,432	1.00	7,843	0.92	7,822	0.93
外国為替		0	0.00	7	0.00	2	0.00
社債	※14	1,100	0.13	5,000	0.59	6,100	0.73
その他負債		3,902	0.46	3,624	0.42	3,256	0.39
退職給付引当金		426	0.05	446	0.05	422	0.05
役員退職慰労引当金		—	—	113	0.01	174	0.02
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	26	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※10	698	0.08	697	0.08	697	0.08
負ののれん		152	0.02	129	0.02	141	0.02
支払承諾	※15	10,876	1.29	4,993	0.58	5,237	0.62
負債の部合計		811,018	96.21	823,982	96.25	807,236	96.10
(純資産の部)							
資本金		14,310	1.70	14,310	1.67	14,310	1.70
資本剰余金		12,491	1.48	12,491	1.46	12,491	1.49
利益剰余金		5,400	0.64	6,360	0.74	6,176	0.73
自己株式		△435	△0.05	△450	△0.05	△442	△0.05
株主資本合計		31,766	3.77	32,712	3.82	32,536	3.87
その他有価証券評価差額金		△403	△0.05	△1,225	△0.14	△366	△0.04
繰延ヘッジ損益		△3	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00
土地再評価差額金	※10	521	0.06	521	0.06	521	0.06
評価・換算差額等合計		114	0.01	△705	△0.08	154	0.02
少数株主持分		45	0.01	64	0.01	50	0.01
純資産の部合計		31,926	3.79	32,070	3.75	32,740	3.90
負債及び純資産の部合計		842,945	100.00	856,053	100.00	839,977	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		11,331	100.00	11,433	100.00	22,712	100.00
資金運用収益		8,583		8,986		17,272	
(うち貸出金利息)		(7,224)		(7,589)		(14,608)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,218)		(1,250)		(2,371)	
役務取引等収益		1,488		1,550		3,126	
その他業務収益		200		298		261	
その他経常収益		1,059		598		2,051	
経常費用		15,316	135.17	10,789	94.37	24,858	109.45
資金調達費用		889		1,646		2,154	
(うち預金利息)		(327)		(1,014)		(995)	
役務取引等費用		721		684		1,384	
その他業務費用		59		103		56	
営業経費		5,957		5,764		11,892	
その他経常費用	※1	7,687		2,590		9,370	
経常利益 (△は経常損失)		△3,985	△35.17	643	5.63	△2,145	△9.45
特別利益	※2	151	1.34	203	1.78	325	1.43
特別損失	※3,4	30	0.27	91	0.80	196	0.86
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前中間(当期)純損失)		△3,863	△34.10	756	6.61	△2,015	△8.88
法人税、住民税及び事業税		905	7.99	103	0.91	30	0.13
法人税等調整額		△2,219	△19.59	166	1.45	△565	△2.49
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△20	△0.18	13	0.12	△15	△0.07
中間純利益 (△は中間(当期)純損失)		△2,529	△22.32	472	4.13	△1,464	△6.45

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,310	12,491	8,224	△430	34,595
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△288	—	△288
役員賞与(注)	—	—	△6	—	△6
中間純利益(△は中間純損失)	—	—	△2,529	—	△2,529
自己株式の取得	—	—	—	△4	△4
自己株式の処分	—	0	—	0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	△2,824	△4	△2,828
平成18年9月30日残高(百万円)	14,310	12,491	5,400	△435	31,766

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	△105	—	521	416	69	35,081
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△288
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△6
中間純利益(△は中間純損失)	—	—	—	—	—	△2,529
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△4
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△298	△3	—	△301	△23	△325
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△298	△3	—	△301	△23	△3,154
平成18年9月30日残高(百万円)	△403	△3	521	114	45	31,926

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	14,310	12,491	6,176	△442	32,536
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△288	—	△288
中間純利益	—	—	472	—	472
自己株式の取得	—	—	—	△8	△8
自己株式の処分	—	△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△0	184	△8	176
平成19年9月30日残高(百万円)	14,310	12,491	6,360	△450	32,712

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	△366	△0	521	154	50	32,740
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△288
中間純利益	—	—	—	—	—	472
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△8
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△859	△0	—	△859	13	△845
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△859	△0	—	△859	13	△669
平成19年9月30日残高(百万円)	△1,225	△0	521	△705	64	32,070

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。



Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,310	12,491	8,224	△430	34,595
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)	—	—	△576	—	△576
役員賞与(注2)	—	—	△6	—	△6
当期純利益(△は当期純損失)	—	—	△1,464	—	△1,464
自己株式の取得	—	—	—	△12	△12
自己株式の処分	—	△0	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	0	—	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	△0	△2,047	△11	△2,059
平成19年3月31日残高(百万円)	14,310	12,491	6,176	△442	32,536

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	△105	—	521	416	69	35,081
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注1)	—	—	—	—	—	△576
役員賞与(注2)	—	—	—	—	—	△6
当期純利益(△は当期純損失)	—	—	—	—	—	△1,464
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△12
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△261	△0	△0	△262	△18	△281
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△261	△0	△0	△262	△18	△2,340
平成19年3月31日残高(百万円)	△366	△0	521	154	50	32,740

(注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分及び平成18年11月の取締役会決議による剰余金の配当であります。  
 2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益(△ は税金等調整前中間(当期)純 損失)		△3,863	756	△2,015
減価償却費		352	376	736
減損損失		—	—	9
負ののれん償却額		△11	△11	△23
持分法による投資損益(△)		2	△1	0
貸倒引当金の増減(△)額		5,210	△862	1,058
退職給付引当金の増減(△)額		28	23	25
役員退職慰労引当金の 増減(△)額		—	△61	174
睡眠預金払戻損失引当金の 増減(△)額		—	26	—
資金運用収益		△8,583	△8,986	△17,272
資金調達費用		889	1,646	2,154
有価証券関係損益(△)		55	△11	△150
為替差損益(△)		△0	0	△0
固定資産処分損益(△)		13	16	36
貸出金の純増(△)減		△8,142	△4,724	△27,222
預金の純増減(△)		4,301	19,671	9,458
譲渡性預金の純増減(△)		3,108	121	△2,395
借入金(劣後特約借入金を 除く)の純増減(△)		348	270	△11
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減		1,923	△2,928	5,361
コールローン等の純増(△)減		△9,946	△13,000	11,060
コールマネー等の純増減(△)		△290	△2,073	△1,993
外国為替(資産)の純増(△)減		265	1,206	△1,533
外国為替(負債)の純増減(△)		0	5	2
資金運用による収入		8,329	9,023	17,200
資金調達による支出		△773	△1,396	△1,800
その他		△425	△225	△432
小計		△7,205	△1,136	△7,570
法人税等の支払額		△483	266	△780
営業活動による キャッシュ・フロー		△7,688	△869	△8,351

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△61,437	△54,912	△121,222
有価証券の売却による収入		50,620	46,168	96,146
有価証券の償還による収入		13,461	9,859	25,706
有形固定資産の取得による支出		△282	△233	△529
無形固定資産の取得による支出		△101	△110	△206
有形固定資産の売却による収入		—	—	25
投資活動による キャッシュ・フロー		2,260	772	△80
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		4,000	—	4,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		△250	△250	△500
劣後特約付社債の発行 による収入		—	—	5,000
劣後特約付社債の償還 による支出		—	△1,100	—
配当金支払額		△288	△288	△576
少数株主への配当金 支払額		△1	—	△1
自己株式の取得による 支出		△4	△8	△12
自己株式の売却による 収入		0	0	0
財務活動による キャッシュ・フロー		3,455	△1,646	7,910
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		0	△0	0
V 現金及び現金同等物の 増加額		△1,972	△1,744	△521
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		15,295	14,773	15,295
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		13,322	13,029	14,773



<p>価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>価基準及び評価方法 同左</p>	<p>価基準及び評価方法 同左</p>
<p>(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 7年～50年 動産： 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 7年～50年 動産： 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ4百万円減少しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ14百万円減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 7年～50年 動産： 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。</p>

	<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>②無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に</p>	<p>②無形固定資産 同左</p>	<p>②無形固定資産 同左</p>

<p>基づいて償却しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>
----------------------	--	--	--

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,020百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,063百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,373百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、主として14年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、主として14年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、当社は役員退職慰労金を支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労金引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方によっており、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間連結会計期間の経常損失は13百万円、税金等調整前中間純損失は143百万円少なく計上されております。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、当社は役員退職慰労金を支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労金引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)を早期適用し、過年度分相当額130百万円を特別損失に、当期発生額29百万円を営業経費に計上いたしております。この変更は、役員に係る報酬等について引当金計上を含めた費用処理が必要であることが明確に示されたことを踏まえ、役員退職慰労金を役員の在任期間にわたって合理的に費用配分し、損益の適正化及び財務内容の健全化を図ることを目的に行ったものであります。</p> <p>これにより、従来の方</p> <p>法に比べ、経常損失は29百万円、税金等調整前当期純損失は160百万円増加しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は従来の方によっており、変更後の方法によった場合と比べ、当中間連結会計期間の経常損失は13百万円、税金等調整前中間純損失は143百万円少なく計上されております。</p> <p>また、連結子会社は従来から役員退職慰労引当金を計上しておりますが、前連結会計年度までは重要性が低かったため、「その他負債」に含めて開示しておりました。前連結会計年度末における「その他負債」に含まれている役員退職慰労引当金は11百万円であり</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)



		<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しましては、払戻時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより従来の方法に比べ、経常利益が38百万円増加し、特別損失が65百万円増加、税金等調整前中間純利益は26百万円減少しております。</p>	
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当社のヘッジ会計の方</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p>

	<p>法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを実施しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、繰延ヘッジ又は「金利スワップの特例処理」による会計処理を行っております。また、繰延ヘッジ会計適用にあたり、同実務指針及び同取扱いに定められている判断基準に基づいて、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社にはヘッジ会計を適用する取引はありません。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
--	--	----------------------------------	----------------------------------

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>		
	<p>(12) 消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、原則として税抜方式によっております。</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理 同左</p>

	(13) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(13) 税効果会計に関する事項 同左	——
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は31,884百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	——	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は32,690百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
——	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用して</p>	——

おります。

## 表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式2百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,017百万円、延滞債権額は29,585百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は776百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,593百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,973百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式6百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,315百万円、延滞債権額は21,593百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は194百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,943百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,047百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式4百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,237百万円、延滞債権額は23,942百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は74百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,760百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,015百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処</p>	<p>前連結会計年度末 (平成19年3月31日)</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処</p>

<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,559百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>22,904百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>91百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>9,396百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>11,845百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,196百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は190百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は66,077百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが61,276百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これら契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不</p>	有価証券	22,904百万円	預け金	91百万円	担保資産に対応する債務		預金	9,396百万円	コールマネー	11,845百万円	<p>理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,463百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>21,880百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>91百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>10,101百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>10,013百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,130百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は185百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は65,726百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが63,993百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これら契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不</p>	有価証券	21,880百万円	預け金	91百万円	担保資産に対応する債務		預金	10,101百万円	コールマネー	10,013百万円	<p>理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、2,000百万円であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,279百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>22,868百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>91百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>9,222百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>13,890百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,029百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は185百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は72,796百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが68,105百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これら契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不</p>	有価証券	22,868百万円	預け金	91百万円	担保資産に対応する債務		預金	9,222百万円	コールマネー	13,890百万円
有価証券	22,904百万円																															
預け金	91百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	9,396百万円																															
コールマネー	11,845百万円																															
有価証券	21,880百万円																															
預け金	91百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	10,101百万円																															
コールマネー	10,013百万円																															
有価証券	22,868百万円																															
預け金	91百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	9,222百万円																															
コールマネー	13,890百万円																															
<p>前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)</p> <p>動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、評価</p>	<p>当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)</p> <p>動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、評価</p>	<p>前連結会計年度末 (平成19年3月31日)</p> <p>動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、評価</p>																														

差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,184百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額 9,002百万円

※12 有形固定資産の圧縮記帳額 222百万円  
(当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)

※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,580百万円が含まれております。

※14 社債は、劣後特約付社債1,100百万円であります。

差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,204百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額 9,041百万円

※12 有形固定資産の圧縮記帳額 222百万円  
(当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)

※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,080百万円が含まれております。

※14 社債は、劣後特約付社債5,000百万円であります。

※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,100百万円であります。

差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,174百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額 8,980百万円

※12 有形固定資産の圧縮記帳額 222百万円  
(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)

※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,330百万円が含まれております。

※14 社債は、劣後特約付社債6,100百万円であります。

※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,700百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、前連結会計年度の下期から相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ5,120百万円減少します。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ5,700百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却967百万円、貸出金等売却損4百万円、貸倒引当金繰入額6,051百万円、株式等償却113百万円、株式等売却損394百万円及びその他の経常費用156百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却1,154百万円、貸倒引当金繰入額973百万円、貸出金等売却損136百万円、株式等売却損22百万円、株式等償却37百万円及びその他の経常費用266百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益203百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失には、固定資産処分損25百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額65百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却1,853百万円、株式等償却365百万円、貸出金等売却損2,256百万円、株式等売却損413百万円を含んでおります。</p> <p>※4 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額9百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>区分 遊休資産等 地域 岡山県内 主な用途 遊休資産等3か所 種類 土地 減損損失 9百万円</p> <p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	116,790	—	—	116,790	
合計	116,790	—	—	116,790	
自己株式					
普通株式	1,527	16	0	1,543	(注)
合計	1,527	16	0	1,543	

(注)当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式買増請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	288	2.50	平成18年3月31日	平成18年6月30日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月24日 取締役会	普通株式	288	利益剰余金	2.50	平成18年9月30日	平成18年12月1日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	116,790	—	—	116,790	
合 計	116,790	—	—	116,790	
自己株式					
普通株式	1,570	34	1	1,603	(注)
合 計	1,570	34	1	1,603	

(注) 当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式買増請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	288	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	288	利益剰余金	2.50	平成19年9月30日	平成19年12月4日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	116,790	—	—	116,790	
合計	116,790	—	—	116,790	
自己株式					
普通株式	1,527	45	2	1,570	注
合計	1,527	45	2	1,570	

(注) 当連結会計年度中の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式買増請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	288	2.50	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月24日 取締役会	普通株式	288	2.50	平成18年9月30日	平成18年12月1日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	288	利益剰余金	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 19,702	現金預け金勘定 18,900	現金預け金勘定 17,716
普通預け金 △4,054	普通預け金 △2,011	普通預け金 △2,144
当座預け金 △453	当座預け金 △346	当座預け金 △241
定期預け金 △1,171	定期預け金 △3,171	定期預け金 △171
外貨預け金 △208	外貨預け金 △0	その他 △385
その他 △492	その他 △341	現金及び現金同等物 14,773
現金及び現金同等物 13,322	現金及び現金同等物 13,029	

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>289百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>357百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>47百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>207百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>255百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>81百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>101百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>68百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>109百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>一百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table>	動産	67百万円	その他	289百万円	合計	357百万円	動産	47百万円	その他	207百万円	合計	255百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	20百万円	その他	81百万円	合計	101百万円	1年内	68百万円	1年超	41百万円	合計	109百万円	支払リース料	41百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	36百万円	支払利息相当額	3百万円	減損損失	一百万円	1年内	一百万円	1年超	一百万円	合計	一百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>66百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>304百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>371百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>35百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>233百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>269百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>101百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>105百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>一百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table>	動産	66百万円	その他	304百万円	合計	371百万円	動産	35百万円	その他	233百万円	合計	269百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	31百万円	その他	70百万円	合計	101百万円	1年内	45百万円	1年超	60百万円	合計	105百万円	支払リース料	41百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	36百万円	支払利息相当額	2百万円	減損損失	一百万円	1年内	一百万円	1年超	一百万円	合計	一百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>264百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>332百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>61百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>242百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>303百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>77百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース資産減損勘定年度末残高 一百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>39百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>一百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table>	動産	67百万円	その他	264百万円	合計	332百万円	動産	61百万円	その他	242百万円	合計	303百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	6百万円	その他	22百万円	合計	28百万円	1年内	54百万円	1年超	22百万円	合計	77百万円	支払リース料	79百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	39百万円	支払利息相当額	5百万円	減損損失	一百万円	1年内	一百万円	1年超	一百万円	合計	一百万円
動産	67百万円																																																																																																																																											
その他	289百万円																																																																																																																																											
合計	357百万円																																																																																																																																											
動産	47百万円																																																																																																																																											
その他	207百万円																																																																																																																																											
合計	255百万円																																																																																																																																											
動産	一百万円																																																																																																																																											
その他	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	20百万円																																																																																																																																											
その他	81百万円																																																																																																																																											
合計	101百万円																																																																																																																																											
1年内	68百万円																																																																																																																																											
1年超	41百万円																																																																																																																																											
合計	109百万円																																																																																																																																											
支払リース料	41百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	36百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	3百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
1年内	一百万円																																																																																																																																											
1年超	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	66百万円																																																																																																																																											
その他	304百万円																																																																																																																																											
合計	371百万円																																																																																																																																											
動産	35百万円																																																																																																																																											
その他	233百万円																																																																																																																																											
合計	269百万円																																																																																																																																											
動産	一百万円																																																																																																																																											
その他	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	31百万円																																																																																																																																											
その他	70百万円																																																																																																																																											
合計	101百万円																																																																																																																																											
1年内	45百万円																																																																																																																																											
1年超	60百万円																																																																																																																																											
合計	105百万円																																																																																																																																											
支払リース料	41百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	36百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	2百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
1年内	一百万円																																																																																																																																											
1年超	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	67百万円																																																																																																																																											
その他	264百万円																																																																																																																																											
合計	332百万円																																																																																																																																											
動産	61百万円																																																																																																																																											
その他	242百万円																																																																																																																																											
合計	303百万円																																																																																																																																											
動産	一百万円																																																																																																																																											
その他	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	6百万円																																																																																																																																											
その他	22百万円																																																																																																																																											
合計	28百万円																																																																																																																																											
1年内	54百万円																																																																																																																																											
1年超	22百万円																																																																																																																																											
合計	77百万円																																																																																																																																											
支払リース料	79百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	39百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	5百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
1年内	一百万円																																																																																																																																											
1年超	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	16,188	16,075	△113
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	3,100	2,986	△113
うち外国債券	3,100	2,986	△113
合計	19,288	19,061	△227

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,134	5,382	1,248
債券	128,914	127,223	△1,690
国債	76,927	75,630	△1,296
地方債	10,917	10,869	△47
社債	41,068	40,723	△345
その他	20,091	19,856	△235
うち外国債券	17,492	17,242	△250
合計	153,140	152,462	△677

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式113百万円であります。

また、減損処理基準は以下のとおりであります。

(1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損

(2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	100
関連会社株式	2

その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,001
非上場社債	5,020

## II 当中間連結会計期間末

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	18,138	18,119	△18
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	3,100	2,997	△102
うち外国債券	3,100	2,997	△102
合計	21,238	21,117	△120

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	5,277	5,266	△11
債券	128,547	126,872	△1,675
国債	72,443	71,005	△1,437
地方債	13,050	12,993	△57
社債	43,053	42,873	△180
その他	17,392	17,019	△372
うち外国債券	15,245	14,936	△308
合計	151,217	149,158	△2,058

（注）中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場社債	50
関連会社株式	6
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	857
非上場社債	6,050

(注) 当中間連結会計期間において、時価のない株式について37百万円減損処理を行っております。

時価のない有価証券の減損処理基準は以下のとおりであります。

- (1) 実質価額が50%以上下落した銘柄は、全て減損
- (2) 破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先銘柄は、全て減損

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	458	△0

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	17,164	17,085	△78	25	104
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	3,100	2,998	△101	—	101
うち外国債券	3,100	2,998	△101	—	101
合計	20,264	20,084	△179	25	205

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	5,667	7,066	1,399	1,544	144
債券	130,328	128,470	△1,857	26	1,884
国債	78,166	76,635	△1,530	22	1,553
地方債	7,393	7,351	△42	0	42
社債	44,768	44,483	△285	2	288
その他	17,800	17,642	△157	101	258
うち外国債券	16,588	16,375	△212	33	245
合計	153,795	153,179	△616	1,671	2,287

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式等については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式332百万円であります。

また、減損処理基準は以下のとおりであります。

(1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損

(2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)  
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	53,086	1,726	438

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	100
関連会社株式	4
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	880
非上場社債	5,600

(注) 当連結会計年度において、時価のない株式について19百万円減損処理を行っております。

時価のない有価証券の減損処理基準は以下のとおりであります。

(1) 実質価額が50%以上下落した銘柄は、全て減損

(2) 破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先銘柄は、全て減損

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	25,662	61,794	47,059	16,818
国債	12,316	32,494	32,170	16,818
地方債	2,332	1,023	3,994	—
社債	11,012	28,275	10,894	—
その他	585	8,388	1,619	9,535
うち外国債券	585	8,286	1,067	9,535
合計	26,248	70,183	48,678	26,354

[前へ](#)

[次へ](#)



(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△677
その他有価証券	△677
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	274
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△403
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△403

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,058
その他有価証券	△2,058
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	832
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,225
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△1,225

### Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△616
その他有価証券	△616
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	249
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△366
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△366

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	765	775	1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	775	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

### (2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	1,522	1,512	6
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	1,512	6

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取組方針

半年ごと取締役会で決定された市場リスク管理方針のもと、主としてヘッジ手段としてデリバティブ取引を活用しております。

##### (2) 取引の内容及び利用目的

将来の金利変動リスクを軽減するための金利スワップ取引や金利スワップション取引、為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引を行っております。また、外貨資金調達を目的とした通貨スワップ取引及び価格変動による収益確保を目的とした債券先物取引、債券店頭オプション取引等も限定的に行っております。

なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

##### (3) リスクの内容及びリスク管理体制

金利、有価証券の価格、為替等の様々なリスク・ファクターの変動に伴う市場リスクと取引先の契約不履行に伴う信用リスクを有しております。

市場リスクにつきましては、市場リスク管理方針及び取扱限度額等を半年ごとに定め、厳格な管理を行っております。市場取引の信用リスクにつきましても、定められた手続きにしたがって業務運営及びリスク管理を行っております。

##### (4) 定量的情報の補足説明

当社が取り組んでいる金利スワップ及び金利スワップション取引は、すべて金利の変動リスクをヘッジする目的で行っております。

#### 2 取引の時価等に関する事項

##### (1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

##### (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	660	—	661	△1
	買建	649	—	654	5
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,316	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

##### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

##### (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

連結会社は、銀行業以外に一部でクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は、銀行業以外に一部でクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

III 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は、銀行業以外に一部でクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

**【所在地別セグメント情報】**

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

III 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【国際業務経常収益】**

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

III 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。



(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	276.63	277.86	283.71
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間 (当期)純損失)	円	△21.94	4.10	△12.71

(注) 1 1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	31,926	32,070	32,740
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	45	64	50
うち少数株主持分	百万円	45	64	50
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資産 額	百万円	31,881	32,006	32,690
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 中間期末(期末)の普 通株式の数	千株	115,246	115,187	115,219

(2) 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間純利益又は1 株当たり中間(当期)純損失				
中間純利益(△は中間 (当期)純損失)	百万円	△2,529	472	△1,464
普通株主に帰属しな い金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 純利益(△は普通株式 に係る中間(当期)純 損失)	百万円	△2,529	472	△1,464
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	115,254	115,201	115,243

2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	19,700	2.34	18,898	2.21	17,714	2.11
コールローン		36,000	4.27	28,000	3.27	15,000	1.79
買入金銭債権		7	0.00	—	—	—	—
商品有価証券		577	0.07	515	0.06	458	0.05
有価証券	※1, 8 15	177,874	21.12	177,354	20.73	180,025	21.44
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	588,725	69.89	612,703	71.61	607,957	72.41
外国為替	※7	927	0.11	1,520	0.18	2,726	0.33
その他資産	※8	4,677	0.56	4,985	0.58	5,014	0.60
有形固定資産	※10, 11, 14	10,562	1.25	10,398	1.22	10,462	1.25
無形固定資産		609	0.07	635	0.07	620	0.07
繰延税金資産		7,357	0.87	6,098	0.71	5,679	0.68
支払承諾見返	※15	10,876	1.29	4,993	0.58	5,237	0.62
貸倒引当金		△15,469	△1.84	△10,436	△1.22	△11,316	△1.35
資産の部合計		842,425	100.00	855,667	100.00	839,580	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	※8	761,724	90.42	786,564	91.93	766,888	91.34
譲渡性預金		8,183	0.97	2,800	0.33	2,679	0.32
コールマネー	※8	15,593	1.85	11,817	1.38	13,890	1.66
借入金	※12	8,230	0.98	7,793	0.91	7,770	0.93
外国為替		0	0.00	7	0.00	2	0.00
社債	※13	1,100	0.13	5,000	0.59	6,100	0.73
その他負債		3,620	0.43	3,347	0.39	2,968	0.35
退職給付引当金		423	0.05	443	0.05	420	0.05
役員退職慰労引当金		—	—	99	0.01	160	0.02
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	26	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※14	698	0.08	697	0.08	697	0.08
支払承諾	※15	10,876	1.29	4,993	0.58	5,237	0.62
負債の部合計		810,451	96.20	823,592	96.25	806,815	96.10
<b>(純資産の部)</b>							
資本金		14,310	1.70	14,310	1.67	14,310	1.70
資本剰余金		12,640	1.50	12,640	1.48	12,640	1.51
資本準備金	※16	12,640		12,640		12,640	
その他資本剰余金		0		—		0	
利益剰余金		5,328	0.63	6,265	0.73	6,086	0.72
利益準備金	※16	1,773		1,773		1,773	
その他利益剰余金		3,555		4,492		4,313	
退職給与積立金		176		176		176	
不動産圧縮積立金		206		200		200	
別途積立金		4,847		2,847		4,847	
繰越利益剰余金		△1,675		1,267		△911	
自己株式		△419	△0.05	△434	△0.05	△426	△0.05
株主資本合計		31,859	3.78	32,781	3.83	32,611	3.88
<sub>その他有価証券評価差額金</sub>		△403	△0.05	△1,225	△0.14	△366	△0.04
繰延ヘッジ損益		△3	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00
土地再評価差額金	※14	521	0.06	521	0.06	521	0.06
評価・換算差額等合計		114	0.01	△705	△0.08	153	0.02
純資産の部合計		31,973	3.80	32,075	3.75	32,764	3.90
負債及び純資産の部合計		842,425	100.00	855,667	100.00	839,580	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		11,164	100.00	11,274	100.00	22,382	100.00
資金運用収益		8,494		8,912		17,102	
(うち貸出金利息)		(7,136)		(7,516)		(14,438)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,218)		(1,249)		(2,370)	
役務取引等収益		1,421		1,482		2,999	
その他業務収益		199		298		260	
その他経常収益		1,048		580		2,020	
経常費用		15,125	135.48	10,653	94.50	24,532	109.61
資金調達費用		886		1,644		2,148	
(うち預金利息)		(327)		(1,014)		(996)	
役務取引等費用		709		671		1,358	
その他業務費用		58		102		55	
営業経費	※1	5,871		5,679		11,714	
その他経常費用	※2	7,599		2,555		9,255	
経常利益(△は経常損失)		△3,961	△35.48	620	5.50	△2,149	△9.61
特別利益	※3	151	1.36	203	1.80	325	1.46
特別損失	※4,5	30	0.27	91	0.81	196	0.88
税引前中間純利益(△は税引前 中間(当期)純損失)		△3,840	△34.40	732	6.49	△2,020	△9.03
法人税、住民税及び事業税		904	8.10	101	0.89	26	0.11
法人税等調整額		△2,204	△19.75	164	1.46	△553	△2.47
中間純利益(△は中間(当期)純 損失)		△2,539	△22.75	466	4.14	△1,493	△6.67

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,310	12,640	0	12,640
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	—
役員賞与(注)	—	—	—	—
不動産圧縮積立金取崩額	—	—	—	—
不動産圧縮積立金の積立(注)	—	—	—	—
中間純利益(△は中間純損失)	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0
平成18年9月30日残高(百万円)	14,310	12,640	0	12,640

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	利益剰余金						利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金				繰越利益剰余金			
退職給与積立金		不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	1,773	176	212	4,847	1,151	8,161	△414	34,696	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△288	△288	—	△288	
役員賞与(注)	—	—	—	—	△4	△4	—	△4	
不動産圧縮積立金取崩額	—	—	△6	—	6	—	—	—	
不動産圧縮積立金の積立(注)	—	—	0	—	△0	—	—	—	
中間純利益(△は中間純損失)	—	—	—	—	△2,539	△2,539	—	△2,539	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△4	△4	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△6	—	△2,826	△2,832	△4	△2,837	
平成18年9月30日残高(百万円)	1,773	176	206	4,847	△1,675	5,328	△419	31,859	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△105	—	521	415	35,112
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△288
役員賞与(注)	—	—	—	—	△4
不動産圧縮積立金取崩額	—	—	—	—	—
不動産圧縮積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
中間純利益(△は中間純損失)	—	—	—	—	△2,539
自己株式の取得	—	—	—	—	△4
自己株式の処分	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△298	△3	—	△301	△301
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△298	△3	—	△301	△3,139
平成18年9月30日残高(百万円)	△403	△3	521	114	31,973

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	14,310	12,640	0	12,640
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△0	△0
平成19年9月30日残高(百万円)	14,310	12,640	—	12,640

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	利益剰余金						利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計			
		退職給与積立金	不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高(百万円)	1,773	176	200	4,847	△911	6,086	△426	32,611	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△288	△288	—	△288	
中間純利益	—	—	—	—	466	466	—	466	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△8	△8	
自己株式の処分	—	—	—	—	△0	△0	0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	△2,000	2,000	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	△2,000	2,178	178	△8	170	
平成19年9月30日残高(百万円)	1,773	176	200	2,847	1,267	6,265	△434	32,781	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	△366	△0	521	153	32,764
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△288
中間純利益	—	—	—	—	466
自己株式の取得	—	—	—	—	△8
自己株式の処分	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△859	△0	—	△859	△859
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△859	△0	—	△859	△689
平成19年9月30日残高(百万円)	△1,225	△0	521	△705	32,075

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,310	12,640	0	12,640
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注1)	—	—	—	—
役員賞与(注2)	—	—	—	—
不動産圧縮積立金取崩額(注3)	—	—	—	—
不動産圧縮積立金の積立(注2)	—	—	—	—
当期純利益(△は当期純損失)	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△0	△0
平成19年3月31日残高(百万円)	14,310	12,640	0	12,640

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
		退職給与 積立金	不動産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	1,773	176	212	4,847	1,151	8,161	△414	34,696
事業年度中の変動額								
剰余金の配当(注1)	—	—	—	—	△576	△576	—	△576
役員賞与(注2)	—	—	—	—	△4	△4	—	△4
不動産圧縮積立金取崩額(注3)	—	—	△12	—	12	—	—	—
不動産圧縮積立金の積立(注2)	—	—	0	—	△0	—	—	—
当期純利益(△は当期純損失)	—	—	—	—	△1,493	△1,493	—	△1,493
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△12	△12
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	0	0	—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△12	—	△2,062	△2,074	△11	△2,085
平成19年3月31日残高(百万円)	1,773	176	200	4,847	△911	6,086	△426	32,611

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△105	—	521	415	35,112
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)	—	—	—	—	△576
役員賞与(注2)	—	—	—	—	△4
不動産圧縮積立金取崩額(注3)	—	—	—	—	—
不動産圧縮積立金の積立(注2)	—	—	—	—	—
当期純利益(△は当期純損失)	—	—	—	—	△1,493
自己株式の取得	—	—	—	—	△12
自己株式の処分	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△261	△0	△0	△262	△262
事業年度中の変動額合計(百万円)	△261	△0	△0	△262	△2,347
平成19年3月31日残高(百万円)	△366	△0	521	153	32,764

(注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分及び平成18年11月の取締役会決議による剰余金の配当であります。

2 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

3 平成18年6月の定時株主総会における利益処分による取崩し6百万円及び平成19年3月期の決算手続きとして行った取崩し6百万円であります。



中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は中間決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、株式、受益証券及び出資証券以外は中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、株式、受益証券及び出資証券以外は決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 7年～50年 動産： 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 7年～50年 動産： 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 7年～50年 動産： 2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ4百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ14百万円減少しております。	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 また、のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,020百万円であります。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,063百万円であります。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,373百万円であります。</p>
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、14年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>		<p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、14年による按分額を費用処理しております。</p>
		<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報) 従来、当社は役員退職慰労金を支出時の費用として処理していましたが、前事業年度の下期より改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労金引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>従って、前中間会計期間は従来の方法によっており、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間会計期間の経常損失は13百万円、税引前中間純損失は143百万円少なく計上されております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理していましたが、当期より改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)を早期適用し、過年度分相当額130百万円を特別損失に、当期発生額29百万円を営業経費に計上いたしております。この変更は役員に係る報酬等について引当金計上を含めた費用処理が必要であることが明確に示されたことを踏まえ、役員退職慰労金を役員の在任期間にわたって合理的に費用配分し、損益の適正化及び財務内容の健全化を図ることを目的に行ったものであります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ経常損失は29百万円、税引前当期純損失は160百万円増加しております。なお、当中間会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、当中間会計期間の経常損失は13百万円、税引前中間純損失は143百万円少なく計上されております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しましては、払戻時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する会計年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより従来の方法に比べ、経常利益が38百万円増加し、特別損失が65百万円増加、税引前中間純利益は26百万円減少しております。</p>	
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを実施しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、繰延ヘッジ又は「金利スワップの特例処理」による会計処理を行っております。また、繰延ヘッジ会計適用にあたり、同実務指針及び同取扱いに定められている判断基準に基づいて、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9 消費税等の会計処	消費税及び地方消費税	同左	消費税及び地方消費税

理	(以下、消費税という)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。		(以下、消費税という)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同左	—

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は31,976百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は32,765百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」「不動産圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)



注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 12百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,016百万円、延滞債権額は29,574百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は776百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,590百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,956百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 12百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,315百万円、延滞債権額は21,582百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は194百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,937百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,029百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 12百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,236百万円、延滞債権額は23,931百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は74百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,756百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,998百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

	当中間会計期間末 (平成19年 9月30日)	前事業年度末 (平成19年 3月31日)
--	---------------------------	-------------------------

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,559百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 22,904百万円 預け金 91百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,396百万円 コールマネー 11,845百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,196百万円を差し入れております。 また、子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 なお、その他資産のうち保証金は190百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は65,021百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが62,221百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,463百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 21,880百万円 預け金 91百万円 担保資産に対応する債務 預金 10,101百万円 コールマネー 10,013百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,130百万円を差し入れております。 子会社及び関連会社等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は185百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は64,606百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが62,872百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、2,000百万円であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,279百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 22,868百万円 預け金 91百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,222百万円 コールマネー 13,890百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,029百万円を差し入れております。 子会社及び関連会社等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他の資産のうち保証金は185百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は71,697百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが67,006百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融	を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融	を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融

情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額 8,995百万円

※11 有形固定資産の圧縮記帳額 222百万円  
(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)

※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,580百万円が含まれております。

※13 社債は、劣後特約付社債1,100百万円であります。

※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額 9,033百万円

※11 有形固定資産の圧縮記帳額 222百万円  
(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)

※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,080百万円が含まれております。

※13 社債は、劣後特約付社債5,000百万円であります。

※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額 8,973百万円

※11 有形固定資産の圧縮記帳額 222百万円  
(当事業年度圧縮記帳額 一百万円)

※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,330百万円が含まれております。

※13 社債は、劣後特約付社債6,100百万円であります。

※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">2,184百万円</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">2,204百万円</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">2,174百万円</p>
	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は6,100百万円であります。 (追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、前事業年度の下期から相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ5,120百万円減少します。</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は5,700百万円であります。 (会計方針の変更)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ5,700百万円減少しております。</p> <p>※16 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなっておりますが、当社においては、資本準備金及び利益準備金の合計額が定められた必要額に達しておりますため、当事業年度においては当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上は行っておりません。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																						
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>270百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>82百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却954百万円、貸倒引当金繰入額5,984百万円、貸出金等売却損4百万円、株式等売却損394百万円、株式等償却113百万円及びその他の経常費用147百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	270百万円	その他	82百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>280百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>95百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却1,139百万円、貸倒引当金繰入額956百万円、貸出金等売却損136百万円、株式等売却損22百万円、株式等償却37百万円及びその他の経常費用263百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、償却債権取立益203百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、固定資産処分損25百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額65百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	280百万円	無形固定資産	95百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>566百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>169百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金等売却損2,256百万円を含んでおります。</p> <p>※5 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額9百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>区分</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>岡山県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等 3か所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	566百万円	無形固定資産	169百万円	区分	遊休資産等	地域	岡山県内	主な用途	遊休資産等 3か所	種類	土地	減損損失	9百万円
建物・動産	270百万円																							
その他	82百万円																							
有形固定資産	280百万円																							
無形固定資産	95百万円																							
有形固定資産	566百万円																							
無形固定資産	169百万円																							
区分	遊休資産等																							
地域	岡山県内																							
主な用途	遊休資産等 3か所																							
種類	土地																							
減損損失	9百万円																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,487	16	0	1,503	(注)
合計	1,487	16	0	1,503	

(注) 当中間会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式買増請求によるものであります。

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,530	34	1	1,563	(注)
合計	1,530	34	1	1,563	

(注) 当中間会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式買増請求によるものであります。

III 前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,487	45	2	1,530	(注)
合計	1,487	45	2	1,530	

(注) 当事業年度の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式買増請求によるものであります。

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>289百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>357百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>47百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>207百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>255百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>81百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>101百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>68百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>109百万円</td></tr> </table> <li>リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>一百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> </ul>	動産	67百万円	その他	289百万円	合計	357百万円	動産	47百万円	その他	207百万円	合計	255百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	20百万円	その他	81百万円	合計	101百万円	1年内	68百万円	1年超	41百万円	合計	109百万円	支払リース料	41百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	36百万円	支払利息相当額	3百万円	減損損失	一百万円	1年内	一百万円	1年超	一百万円	合計	一百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>66百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>304百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>371百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>35百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>233百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>269百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>101百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>105百万円</td></tr> </table> <li>リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>一百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> </ul>	動産	66百万円	その他	304百万円	合計	371百万円	動産	35百万円	その他	233百万円	合計	269百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	31百万円	その他	70百万円	合計	101百万円	1年内	45百万円	1年超	60百万円	合計	105百万円	支払リース料	41百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	36百万円	支払利息相当額	2百万円	減損損失	一百万円	1年内	一百万円	1年超	一百万円	合計	一百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>264百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>332百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>61百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>242百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>303百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>77百万円</td></tr> </table> <li>リース資産減損勘定の期末残高 一百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>39百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>一百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> </ul>	動産	67百万円	その他	264百万円	合計	332百万円	動産	61百万円	その他	242百万円	合計	303百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	6百万円	その他	22百万円	合計	28百万円	1年内	54百万円	1年超	22百万円	合計	77百万円	支払リース料	79百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	39百万円	支払利息相当額	5百万円	減損損失	一百万円	1年内	一百万円	1年超	一百万円	合計	一百万円
動産	67百万円																																																																																																																																											
その他	289百万円																																																																																																																																											
合計	357百万円																																																																																																																																											
動産	47百万円																																																																																																																																											
その他	207百万円																																																																																																																																											
合計	255百万円																																																																																																																																											
動産	一百万円																																																																																																																																											
その他	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	20百万円																																																																																																																																											
その他	81百万円																																																																																																																																											
合計	101百万円																																																																																																																																											
1年内	68百万円																																																																																																																																											
1年超	41百万円																																																																																																																																											
合計	109百万円																																																																																																																																											
支払リース料	41百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	36百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	3百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
1年内	一百万円																																																																																																																																											
1年超	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	66百万円																																																																																																																																											
その他	304百万円																																																																																																																																											
合計	371百万円																																																																																																																																											
動産	35百万円																																																																																																																																											
その他	233百万円																																																																																																																																											
合計	269百万円																																																																																																																																											
動産	一百万円																																																																																																																																											
その他	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	31百万円																																																																																																																																											
その他	70百万円																																																																																																																																											
合計	101百万円																																																																																																																																											
1年内	45百万円																																																																																																																																											
1年超	60百万円																																																																																																																																											
合計	105百万円																																																																																																																																											
支払リース料	41百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	36百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	2百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
1年内	一百万円																																																																																																																																											
1年超	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	67百万円																																																																																																																																											
その他	264百万円																																																																																																																																											
合計	332百万円																																																																																																																																											
動産	61百万円																																																																																																																																											
その他	242百万円																																																																																																																																											
合計	303百万円																																																																																																																																											
動産	一百万円																																																																																																																																											
その他	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											
動産	6百万円																																																																																																																																											
その他	22百万円																																																																																																																																											
合計	28百万円																																																																																																																																											
1年内	54百万円																																																																																																																																											
1年超	22百万円																																																																																																																																											
合計	77百万円																																																																																																																																											
支払リース料	79百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	39百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	5百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
1年内	一百万円																																																																																																																																											
1年超	一百万円																																																																																																																																											
合計	一百万円																																																																																																																																											



(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(2) 【その他】

中間配当

第125期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）中間配当につきましては、平成19年11月19日開催の取締役会において、平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金額             | 288百万円     |
| ② 1株当たりの中間配当金        | 2円50銭      |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年12月4日 |

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                     |  |                           |
|---------------------|--|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書の訂正報告書   | 平成16年6月30日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。       | 平成19年6月20日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 半期報告書の訂正報告書     | 平成16年12月20日提出の半期報告書に係る訂正報告書であります。        | 平成19年6月20日<br>関東財務局長に提出。  |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書   | 平成17年6月30日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。       | 平成19年6月20日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 半期報告書の訂正報告書     | 平成17年12月20日提出の半期報告書に係る訂正報告書であります。        | 平成19年6月20日<br>関東財務局長に提出。  |
| (5) 有価証券報告書の訂正報告書   | 平成18年6月30日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。       | 平成19年6月20日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) 半期報告書の訂正報告書     | 平成18年12月20日提出の半期報告書に係る訂正報告書であります。        | 平成19年6月20日<br>関東財務局長に提出。  |
| (7) 有価証券報告書及びその添付書類 | 事業年度 自 平成18年4月1日<br>(第124期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (8) 訂正発行登録書         |  | 平成19年6月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (9) 訂正発行登録書         |  | 平成19年7月12日<br>関東財務局長に提出。  |
| (10) 有価証券報告書の訂正報告書  | 平成19年6月29日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。       | 平成19年10月30日<br>関東財務局長に提出。 |
| (11) 訂正発行登録書        |  | 平成19年10月30日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社トマト銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 田 中 清 吾 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 田 項 一 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社トマト銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 田 中 清 吾 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 田 項 一 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社トマト銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 清 吾 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 田 項 一 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第124期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社トマト銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 清 吾 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 田 項 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第125期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。